

国立大学法人東京農工大学職員就業規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京農工大学職員就業規則（16 経教 規則第3号）の一部を次のとおり改正する。

現 行	改 正 後
<p>国立大学法人東京農工大学職員就業規則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教規則第3号</p> <p>第1条～第33条 省 略</p> <p><u>（セクシュアル・ハラスメント等の防止）</u></p> <p>第34条 職員は、基本的人権の侵害及びセクシャル・ハラスメント等、いかなるハラスメントも行ってはならず、またその予防に努めなければならない。</p> <p>2 <u>セクシュアル・ハラスメント等の防止については、国立大学法人東京農工大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規程に定める。</u></p> <p>第35条～第63条 省 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省 略</p>	<p>第1条～第33条 省 略（現行どおり）</p> <p><u>（ハラスメントの防止）</u></p> <p>第34条 職員は、基本的人権の侵害及びセクシュアル・ハラスメント等、いかなるハラスメントも行ってはならず、またその予防に努めなければならない。</p> <p>2 <u>ハラスメントの防止については、国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程に定める。</u></p> <p>第35条～第63条 省 略（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則 省 略（現行どおり）</p>

附 則（18 経教 規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。